

8 昇降機 (エレベーター)

《基本的考え方》

- ・移動等円滑化経路での垂直移動手段は、エレベーターの設置を原則とする。
- ・エレベーターは、利用者動線及び移動等円滑化経路から視認しやすい位置に設ける。
- ・一般利用者の動線と交差しないよう、乗降ロビーの空間を確保する。
- ・設置位置等によっては、スルー型、直角二方向型等の出入口が複数あるエレベーターの設置が有効な場合も考えられる。

【1】移動円滑化経路を構成するエレベーター及び乗降ロビー

1 : 1 > ==================================	10.10.10.10.10.10.10.10.10.10.10.10.10.1	
籠の	(1) 籠の幅は 1.4m以上とし、 籠の奥行きは 1.35m以上とす	チ 昇降機
大きさ	ること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであ	(1)(-)
	って、籠の奥行きが 1.35m以上のもの (開閉する籠の出入	
	口を音声により知らせる装置が設けられているものに限	
	る。)については、この限りでない。	
籠の	(2) 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ 80cm 以上とする	令 18 条第 2 項
出入口	こと。	第五号口
	(3) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類する	チ 昇降機
	ものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚	$(1)(\equiv)$
	的に確認できる構造とすること。	
	(4) 籠の出入口には、利用者を感知し、籠及び昇降路の出入	建築物
	口の戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設け	チ 昇降機
	ること。	(5)(四)(ト)
制御装置	(5) 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい	令 18 条第 2 項
(操作盤)	位置に制御装置を設けること。	第五号ホ
	(6) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車椅子使用者が	チ 昇降機
	利用しやすい位置に設けられた制御装置を除く。) は、視覚	(1)(三)
	障害者が円滑に操作できる構造とすること。	
籠内	(7) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示	令 18 条第 2 項
	する装置を設けること。	第五号へ
	(8) 籠内には、手すりを設けること。	建築物
		チ 昇降機
		(5)(四)(ホ)
	(9) 籠内には、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の	建築物
	出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設ける	チ 昇降機
	こと。	(5)(四)(へ)
音声案内	(10) 籠内又は乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声	チ 昇降機
	により知らせる装置を設けること。	(1)(四)
	(11) 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口	チ 昇降機
	の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。	(1)(五)
	(12) 籠の出入口が複数あるエレベーターを設ける場合におい	建築物
	ては、開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置を設	チ 昇降機
	けること。	(5)(四)(二)
乗降ロビー	(13)乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行	令 18 条第 2 項
	きは、1.5m以上とすること。(令 18条2 五 二)	第五号二
	(14)乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を	令 18 条第 2 項
	設けること。	第五号ト

緊急時対応	(15) 地震、火災、停電等の際に管制運転を行うエレベーターを設ける場合においては、管制運転を行っている旨を音声及	
開延長対応	び文字で知らせる装置を設けること。 (16) 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を	チ 昇隆機
171322773710	有したものであること。	(1)(七)

【2】移動円滑化経路を構成するエレベーター

設置台数	移動円滑化経路を構成するエレベーターの台数、籠の幅及び奥	チ 昇降機 (2)
	行きは、公共交通機関の施設の高齢者、障害者等の利用の状況を	
	考慮して定めるものとする。	

《標準的な整備(整備基準の解説)》

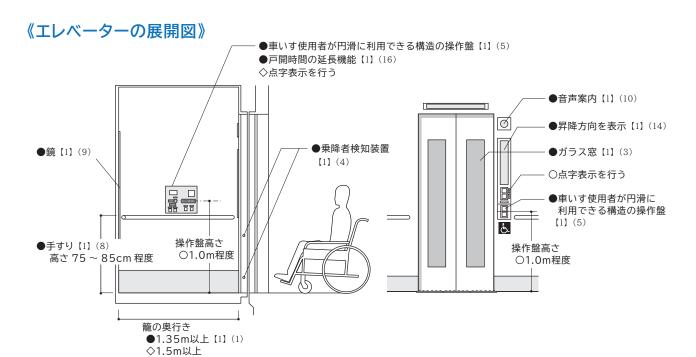
- ○【操作盤】階数ボタン等を押したことを、音、光で表示する操作設備とする。
- ○【ボタンの配置】ボタンは高齢者、障害者等でも使用しやすい大きさとし、配列は千鳥配置と する。
- ○【車椅子使用者対応操作盤】操作ボタンは高さ 1.0m 程度に設置する。
- ○【点字表示】操作ボタンが縦配列の場合は左側に、横配列の場合は上側に点字表示を行う。点字による表示方法は JIS T 0921 にあわせたものとする。
- ○【緊急時対応】緊急時に対応するため、籠内部を確認できるカメラを設ける。
- ○【緊急時対応】籠内に、故障を連絡するための表示装置、非常ボタン等を設ける。

《望ましい整備》

- ◇【籠の大きさ】幅は 1.6m以上、奥行きは 1.5m以上とする。特に多くの利用者が見込まれる 施設では、できる限り大きなエレベーターを設置する。
- ◇【乗降ロビー】幅 1.8m以上、奥行き 1.8m以上とする。
- ◇【点字表示】車椅子使用者の利用しやすい制御装置(操作盤)にも点字表示を行う。
- ◇【浮き彫り文字】各種ボタンは浮き彫り文字等とし、操作とボタンの位置を分かりやすくする。

《エレベーターの平面図》 ●点字表示等視覚障害者が円滑に操作できること【1】(6) 車いす回転スペース ●鏡【1】(9) 出入口の有効幅 乗降ロビー 籠の幅 ●80cm以上【1】(2) ●1.5m以上【1】(13) ●1.4m以上【1】(1) ◇1.8m以上 ◇1.6m以上 手すり【1】(8) 乗降ロビー 乗降ロビー 籠の奥行き ●1.5m以上【1】(13)

◇1.8m以上



《かごの出入口が複数あるエレベーター》

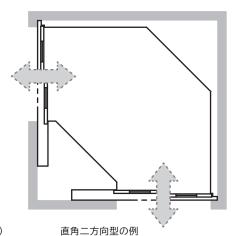
●開閉するかごの出入口を音声等により知らせる装置を設ける。[1](12)

●1.35m以上【1】(1)

◇1.5m以上



スルー型の例 (手前から入り奥側に通過する)



《浮き彫り文字》



コラム 🍑

・エレベーターを設置する 場合は、列車の停止位 置についても確認する。